

入札説明書

「絵本でつなぐ笑顔の活動」事業で活用する
絵本制作等委託事業

平成29年2月

奈良県社会福祉協議会 生活支援課

入札説明書

奈良県社会福祉協議会が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日

平成29年2月10日

2 競争入札に付する調達の内容

（1） 入札物件

「絵本でつなぐ笑顔の活動」事業で活用する絵本制作等委託業務

（2） 委託内容

①絵本の企画及び制作

②絵本の印刷

③絵本の在庫管理及び発送作業

④広報業務

（3） 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日

（4） その他

詳細については、別紙「「絵本でつなぐ笑顔の活動」事業で活用する絵本制作等委託業務仕様書」のとおり。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（2）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）奈良県内に営業所を有すること。

（2）過去2年以内において、社会福祉法人から社会福祉分野の広報を受託した実績を有すること。

※入札に参加しようとする者に対し、（2）の実績が分かる書類として、当該業務契約書の写し及び報告書等成果物を入札前に提出を求め、本業務の実施能力の有無を事前に審査する。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ・入札参加申請書（様式1）
- ・3の（2）を証明する書類

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：平成29年2月20日（月）午後5時まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ・場 所：〒634-0061 橿原市大久保町320番11
奈良県社会福祉協議会 生活支援課
電話番号：0744-29-0100
- ・調整期日：平成29年2月24日（金）午後5時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。
また、封筒に「絵本制作等委託業務に係る入札参加申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求められます。

6 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札者は、所定の入札書(様式A)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度(2回目の)入札を行う場合がありますので2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状(様式B)を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度(2回目の)入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と社会福祉法人奈良県社会福祉協議会「経理規程」第69条に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。その際、見積書(様式C)が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意してください。
- (6) 入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上となる場合は、くじにより落札者を決定します。なお、くじの対象となる者のうち、郵便入札参加者がいる場合は、当該入札事務に関係のない奈良県社会福祉協議会職員が代行してくじを引くこととなります。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない奈良県社会福祉協議会職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書(またはその写し)を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する所属部署等の名称及び問合せ先
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番11
奈良県社会福祉協議会 生活支援課

電話番号：0744-29-0100

(2) 入札の日時及び場所

平成29年2月28日（火）午前10時

奈良県社会福祉総合センター 2階「ボランティアルーム」

(3) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県社会福祉協議会・絵本作成委託業務に係る入札書」と朱書して、平成29年2月24日（金）までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（または再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県社会福祉協議会・絵本作成委託業務に係る入札書（初度入札）」および「奈良県社会福祉協議会・絵本作成委託業務に係る入札書（再度入札）」（または「再度入札辞退」）と各々朱書して、平成29年2月24日（金）までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。

エ 封緘された入札書が初度または再度の明記の区別なく郵送されたとき、またはそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札書がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

8 補足

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 会長の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

1 0 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、7の(3)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出してください。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

1 1 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会「経理規程」第70条第1項の規定に基づき落札の日から土曜日、日曜日及び祝日を含む5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

1.2 手続きにおける交渉の有無

(4で示す入札参加資格申請の手続きが必要です。)

1.3 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県社会福祉協議会が奈良県社会福祉協議会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県社会福祉協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1.4 注意事項

- (1) この役務の発注課及び請求書の提出先は次のとおりです。
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番11
奈良県社会福祉協議会 生活支援課
電話番号：0744-29-0100
- (2) この役務の請求については、2の(2)②作成終了後、請求書を提出するものとし、奈良県社会福祉協議会がその支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者に支払うものとしします。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。
- (4) 履行に際しては、担当者と十分打合せの上、その者の指示に従ってください。
- (5) 納入する電子データ等は完全に作動することを確認のうえ、引き渡してください。
- (6) 落札者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとしします。
- (7) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

1.5 その他

- (1) 落札者は、納品時期等の詳細について、事前に発注課と十分協議してください。
- (2) 仕様に関わる質問等については、次に示す連絡先に E-mail で行ってください。質問受付期間は、2月14日（火）までとします。回答については 2月17日（金）までに奈良県社会福祉協議会のホームページに掲載することにより行います。
E-mail : seikatsu@nara-shakyo.jp (担当：今西・足利)
- (3) 入札手続きに関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。